

平成21年度第1回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成21年6月18日(木) 兵庫県庁 1号館12階 会議室		
委員	根岸 哲 (甲南大学法科大学院教授) 西畑 彰夫 (公認会計士) 木村 治子 (弁護士) 小西 庸夫 (元兵庫県代表監査委員)		
審議対象期間	平成21年1月1日～平成21年3月31日		
議案1 入札及び契約手続の運用状況等の報告	欠席委員：西村委員		
議案2 抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議			
抽出等案件			総件数 12件
公募型一般競争入札			1件
制限付き一般競争入札			5件
指名競争入札	6件		
委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	な し		

	質 問	回 答
1	<p>入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>H21.1.1～3.31の入札・契約状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月から、制限付き一般競争入札の適用範囲は、一般土木工事、電気工事、管工事においては、1,000万円以上にしたはずだが、1,000万円を超える予定価格の工事なのに指名競争入札によるものが見受けられる。その根拠は何か。</li> <li>指名停止の根拠は何か。基準にあてはめづらくないか。加重・軽減の判断は適正か。制度の趣旨に照らして絶えず見直してほしい。</li> <li>平成21年1～3月の入札件数は、1,046件、そのうち落札率95%以上が182件(17.4%)であるが、昨年1～3月の状況を教えてほしい。 全体件数ならびに落札率95%以上の割合が増えているのではないかと思うが、どのような理由が考えられるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000万円以上の一般土木工事等は、原則、一般競争入札によることとしているが、特殊工事で施工業者が限られている案件については、例外的に指名競争入札を行っている。</li> <li>「兵庫県指名停止基準」による。 一定のルールに従っており、適正に判断できていると考えている。 事案が重ければ加重する、逆に事案が軽ければ緩くする等も含め、入札参加者審査会の判断を受けて指名停止を行っている。</li> <li>この件数は随意契約、指名競争入札、一般競争入札対象案件の合計件数であり、随意契約の場合は落札率が100%近くとなる。</li> <li>昨年1～3月の入札件数は、701件、そのうち落札率95%以上が134件(19.1%)であり、落札率95%以上の割合は減少している。 件数は、経済対策の取り組みとして、受注機会を増やしていくために分割発注をした影響で増えている。</li> </ul>
2	<p>抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議</p> <p>(1) 制限付き一般競争入札：阪神南県民局（尼崎港管理事務所）発注 「尼崎港区 東浜第1排水機場改築工事（土木工）その1」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、総合評価落札方式であるが、低入札価格調査もを行っている。その適用範囲は。</li> </ul> <p>(2) 公募型一般競争入札：阪神北県民局（宝塚土木事務所）発注 「173号深谷橋橋脚補強工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件の工法は、炭素繊維シート補強工であるが一般的な工法か。本件は、最低制限価格を下回った失格が4者もあるが、工法による影響か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低入札価格調査は、調査基準価格以下、最低制限価格以上の範囲の入札金額の場合適用する。</li> <li>コンクリート・鉄板による巻立工法の方がより標準的だが、現地の状況から橋脚の表面に衝撃を受けることがないため施工上有利な炭素繊維シート補強工を選択した。 失格については、厳しい経済状況下での受注意欲</li> </ul>

	<p>(3) 制限付き一般競争入札：中播磨県民局（姫路土木事務所）発注 「甘地福崎線 道路改良工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価落札方式を採用したことにより、落札が価格と逆転していることについての苦情はないのか。</li> <li>・ 本件は、結果的に、評価項目の工事成績評定点が高かった業者が落札となったが、あまり工事実績を重視すると新規参入は難しくなってくるのではないか。技術力の評価方法を工夫してほしい。</li> </ul> <p>(4) 制限付き一般競争入札：但馬県民局（新温泉土木事務所）発注 「浜坂井土線舗装修繕工事」</p> <p>(5) 制限付き一般競争入札：但馬県民局（新温泉土木事務所）発注 「178号道路防災工事」</p> <p>(6) 指名競争入札：但馬県民局（新温泉土木事務所）発注 「(地)和佐父地区地すべり対策工事（A-8）」</p> <p>(7) 指名競争入札：但馬県民局（新温泉土木事務所）発注 「482号道路災害防除工事」</p> <p>(8) 指名競争入札：但馬県民局（但馬水産事務所）発注 「浜坂漁港 護岸及び防波堤工事」</p> <p>(9) 制限付き一般競争入札：農政環境部（但馬高原林道建設事務所）発注 「三川線 森林基幹道開設事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 但馬県民局管内には3つの土木事務所があるが、指名選定理由の「地域性」要件を決めるにつき、その基準はなにか。</li> <li>・ 但馬県民局管内は、依然として、落札率が高い。制限付き一般競争入札は概ね20者以上入札参加があり、ある程度競争性は保たれているようだが、参加業者はほとんどかわらず偏っている。地域要件の範囲を拡大すべきではないか。</li> </ul>	<p>が高まり、価格面での競争が著しくなった結果最低制限価格以下となったものであると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に、入札説明書で総合評価の方法・評価項目等を公表しており苦情はない。</li> <li>・ 過去2年間の工事成績平均点で技術的な成果（品質・技術力）の評価であり、単に受注量の評価ではない。評点については、技術面の専門家の意見を求める等制度改善に努めていく。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には、工種に見合った許可条件を満たす業者数が20者以上であれば単独事務所管内の制限とするが、それに満たない場合は隣接事務所・県民局へ、特殊工事の場合は兵庫県内全域へ拡大というケースも考えられる。</li> <li>・ 地元企業育成の観点と、概ね20者程度の入札参加で競争性の確保に努めている。港湾工事の場合は、但馬県民局管内に作業船の保有（傭船契約）が必要で他県民局への地域要件拡大は困難な状況である。</li> </ul>
--	--	--

<p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p>	<p>指名競争入札：警察本部（会計課）発注 「潮江4丁目西ほか1カ所交差点交通信号機設置工事」</p> <p>指名競争入札：警察本部（会計課）発注 「潮江5丁目南交差点交通信号機設置工事」</p> <p>指名競争入札：警察本部（会計課）発注 「JR尼崎駅西交差点交通信号機設置工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潮江1丁目から5丁目までの信号機設置工事を3分割し予定価格を1,000万円以下に区切ったのはどういう理由か。分割発注し指名競争入札にしたのではないか。</li> <li>・ 指名された業者のうち6者は同じであるが、偏りがあるのではないか。</li> <li>・ 警察本部は、電子入札の導入はしないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度末に予定していた道路供用開始に間に合わせるために、工事期間が短くなるよう工事費を分割した結果、指名競争入札となった。</li> <li>・ 指名選定にあたっては、地域性を考慮しているが、信号機設置工事ができる業者が限られていることから、業者が重なった。今後とも競争性確保に努める。</li> <li>・ 将来的には電子入札を導入したいが、情報セキュリティ、予算・経費、入札件数等を勘案し、前向きに検討していきたい。</li> </ul>
<p>その他：政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回は、無かった旨、事務局より報告。</li> </ul>		